

2004年11月4日

各 位

会 社 名 双日ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 英俊
(コード番号 2768 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 広報部長 吉村 剛史
T E L 03(5520)3404

転換社債型新株予約権付社債の下限転換価額および上限転換価額の確定
ならびに転換価額の修正に関するお知らせ

下記のとおり、第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(双日株式会社保証付)につき、転換価額修正条項における下限転換価額および上限転換価額が本日確定しましたので、お知らせ致します。また、転換価額修正条項の適用により同転換社債型新株予約権付社債の転換価額を修正することになりましたので、併せてお知らせ致します。

記

・転換価額修正条項における下限転換価額および上限転換価額の確定について

第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(双日株式会社保証付)の転換価額修正条項における下限転換価額が232.7円に、また上限転換価額が931.0円にそれぞれ確定しました。これにより転換価額修正条項が次のとおり確定しました。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、平成16年11月4日から平成18年10月4日までの間、毎月4日(以下それぞれ「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下において「取引日」というときは、以下に定義するVWAPが算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値の93%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、発行要項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、発行要項で定める転換価額の調整条項に準じて取締役会

が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が 232.7 円（以下「下限転換価額」という。ただし、発行要項で定める転換価額の調整条項により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が 931.0 円（以下「上限転換価額」という。ただし、発行要項で定める転換価額の調整条項により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

下限転換価額の決定方法

平成 16 年 11 月 4 日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日の各取引日の VWAP の平均値(以下「基準 VWAP」という。)の 50%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入した。)

上限転換価額の決定方法

基準 VWAP の 200%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入した。)

．転換価額の修正について

1．転換価額の修正

(修正後転換価額)	(現行転換価額)
432.9 円	454.0 円

2．適用日

平成 16 年 11 月 5 日（金）以降

3．修正事由

当該転換社債型新株予約権付社債の転換価額修正条項の適用による。

以上